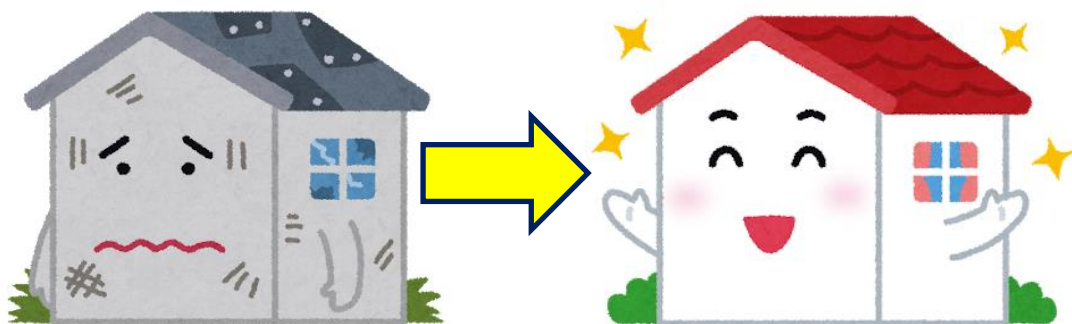


# 住宅リフォーム助成事業補助金



下関市内で自らが居住する住宅に対して行うリフォーム工事費用の一部を助成します！（最大20万円）

【募集期間】 **※期間内必着**

先着順ではありません。

＜第1期＞令和2年8月3日（月）～令和2年8月14日（金）

＜第2期＞令和2年8月17日（月）～令和2年8月31日（月）

原則**郵便受付**。応募者多数の場合は抽選となります。

予算額3,000万円の内、第1期は1,000万円以内で、第2期は残りの予算の範囲で申込みを受け付けます。※補助内容に差はありません。

【補助対象者】

- ①下関市内にある自らが所有する住宅に居住する方（個人）
  - ②下関市内にある空き家を取得し、居住予定の方（個人）
- ①～②のいずれかに該当し、市税の滞納がなく、同居する方を含め暴力団関係者でない方

【補助対象事業】

下関市内に本社又は本店を有する事業者（個人事業者を含む）が行う住宅リフォームで費用の合計（税抜）が10万円以上のもの。

令和3年1月29日（金）までに工事の完了届を市に提出できる工事が対象となります。

【補助金の額】

リフォーム費用（税抜）の1/2が対象で最大20万円を補助します。



問合せ：下関市役所建設部住宅政策課  
TEL：083-231-1941

裏面もご覧ください⇒

# 制度概要と手続きの流れ

## ①補助対象者

(1)下関市内の住宅を所有し、居住している方(個人)

(2)下関市内の空き家住宅を取得し、その住宅に居住しようとする方(個人)

以上のいずれかに該当する方で、下関市の市税の滞納がなく、同居する方を含め暴力団員でない又は暴力団及び暴力団員と密接なつながりのない方

## ②補助対象家屋

下関市内に存する以下の住宅等

(1)自ら所有し、居住の用に供している家屋(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。))を含む。)※賃貸住宅を除く。

(2)おおむね年間を通じて使用されていない空き家住宅

## ③補助対象事業

下関市内に本社又は本店を有する事業者(個人事業者を含む)の行う改修工事(別表に記載されているもので10万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。))以上のもの

## ④補助金額【最大20万円】

改修工事に係る費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨て)かつ20万円以内

## ⑤募集期間

<第1期>令和2年8月3日(月)～令和2年8月14日(金) 予算の内1,000万円以内で受付

<第2期>令和2年8月17日(月)～令和2年8月31日(月) 残りの予算の範囲で受付

## ⑥予算額

3,000万円

## ⑦申込方法 申込先:下関市役所建設部住宅政策課(〒750-8521 下関市南部町1番1号)

・上記募集期間中に、必要書類を揃えて別添チェックリストと併せて郵便で提出してください。

・**予算額を上回る申込があった場合、募集期間内の受付分(募集期間を超えて到着したもの、書類に不備があるものを除く)で抽選を行います。**

・抽選結果については申請者全員に通知いたします。

・個別の問合せには回答できませんのでご了承ください。また、抽選の結果、補助が受けられなかった場合でも提出いただいた書類については返却できません。

## ⑧その他

・補助金交付決定後でなければ、補助対象事業(工事)の契約はできません。交付決定前に契約及び工事を行った場合対象外となります。なお、契約にあたっては必ず書面で行ってください。

・令和3年1月29日(金)までに事業の完了を市に報告しなければなりません。

・必要書類及び事業の詳細については、市ホームページにてご確認ください。

・補助を受けられるのはひとつの住宅につき1回となります。複数の申込みは受け付けられませんのでご注意ください。なお、**第1期に申込みをした方が抽選の結果、落選となった場合は、そのまま第2期受付分となります。(再提出不要)**

